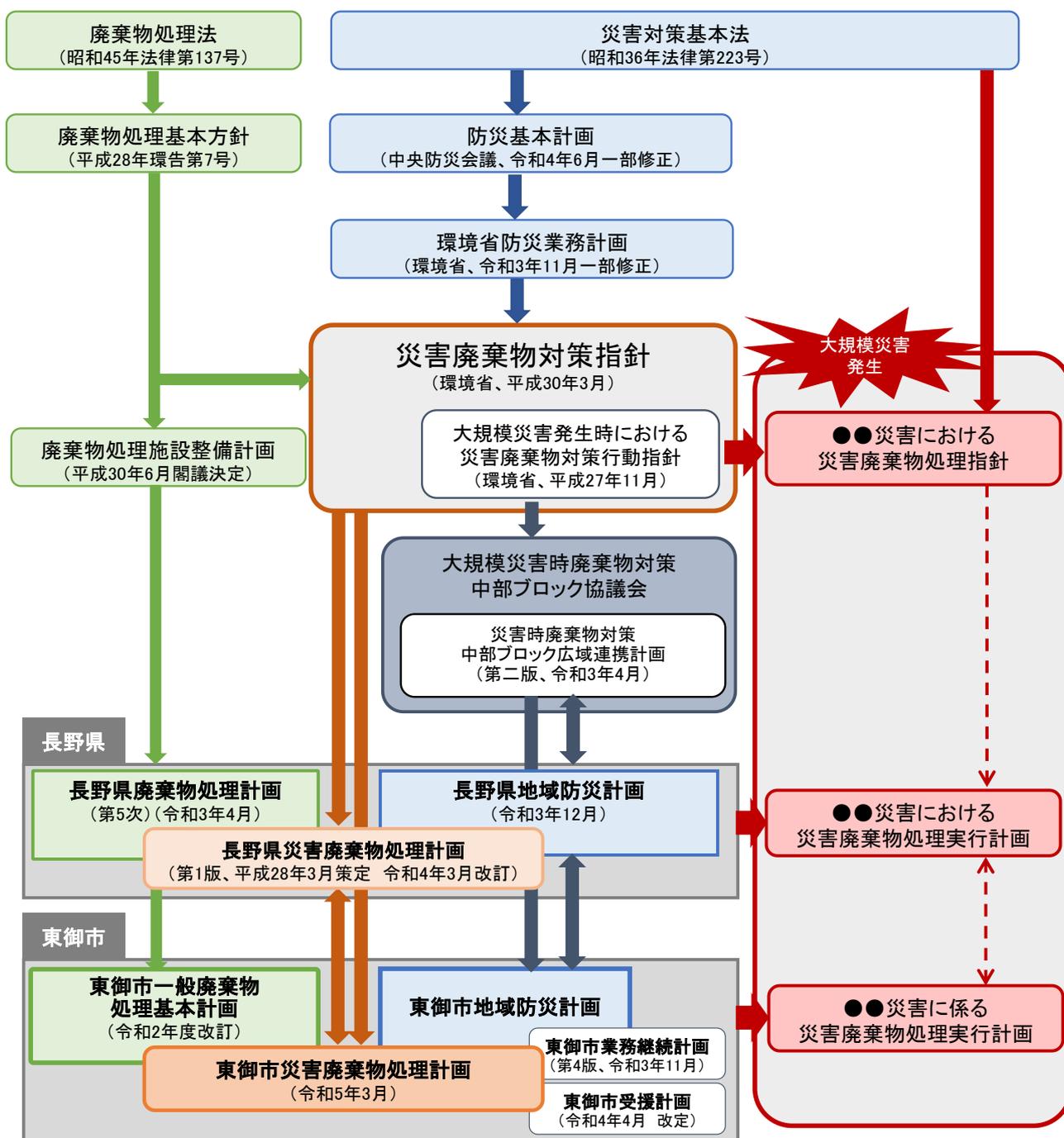


東御市災害廃棄物処理計画（概要版）

1 計画策定の目的

本計画は、今後発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対応、復旧・復興対策を円滑に実施するための体制を構築することを目的として策定します。

策定にあたっては、環境省災害廃棄物対策指針を踏まえ、長野県災害廃棄物処理計画、東御市地域防災計画等との整合性を図り、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方、処理方策等を示します。



2 対象とする災害及び被害想定

本計画で対象とする災害は、地震災害、水害・土砂災害、その他自然災害とします。

被害想定の対象は、地震災害においては本市に最も大きな影響を及ぼすものとして東御市地域防災計画の「糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）」、水害・土砂災害においては平成31年度中部地域ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業の推計による「千曲川の氾濫」とします。

項目	地震災害	水害・土砂災害
想定災害	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体)	千曲川の氾濫
予想規模	マグニチュード8.5（最大震度6弱）	2日間総雨量186mm
建物被害	全壊：60棟、半壊：300棟	全壊：175棟、半壊：386棟 床上浸水：681棟、床下浸水：8,730棟
避難所避難者数	最大630人（発災2日後）	最大1,316人（発災1日後）
災害廃棄物発生量	約8,300t	約20,400t

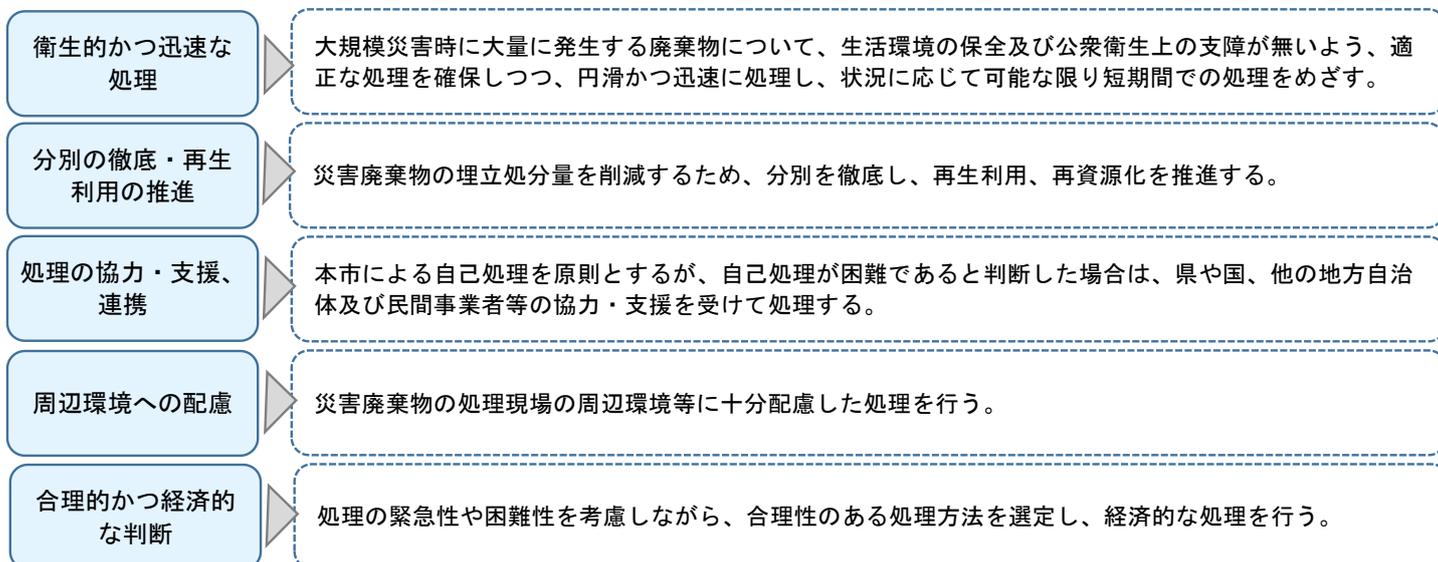
3 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は地震災害、水害等によって発生する廃棄物（災害がれき等）及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ、し尿・汚泥）を対象とします。

廃棄物の区分	廃棄物の種類
災害により発生する廃棄物	木くず、廃プラ、廃タイヤ、廃石綿等、可燃性粗大ごみ（家具、絨毯等）、可燃性その他（紙、布、衣類）、コンクリートがら等、ガラス・陶磁器くず・瓦等、金属くず、不燃粗大ごみ、不燃その他（土砂等）、有害廃棄物、廃家電製品（家電リサイクル法4品目・小型家電）、廃自動車・廃バイク、腐敗性廃棄物
被災者等の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ・避難所ごみ及びし尿・汚泥

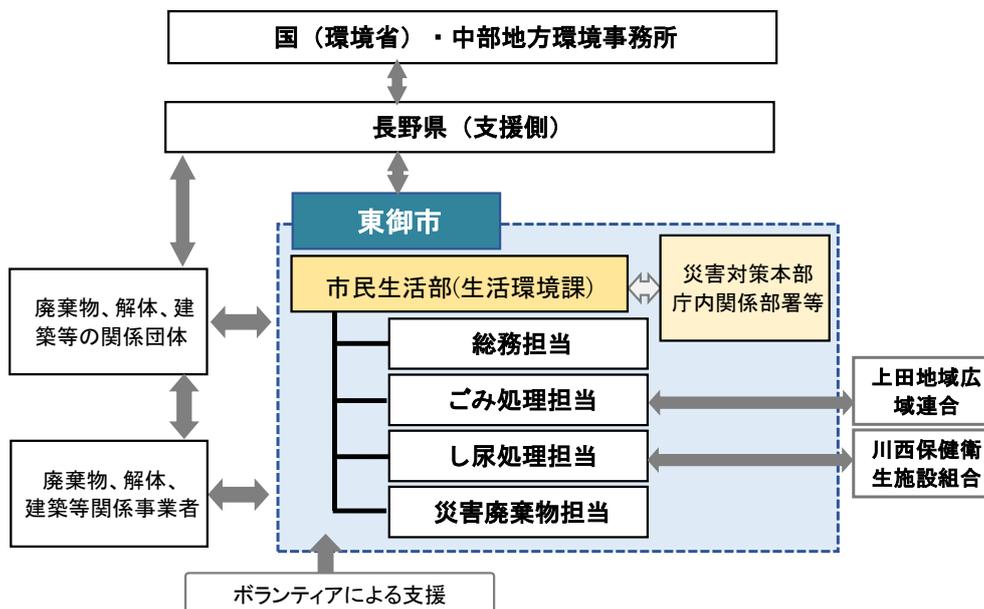
4 災害廃棄物処理の方針

災害廃棄物は、一般廃棄物に区分されることから、本市が主体となって処理を行います。なお、本市が地震や水害等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、長野県に事務委託を行うものとします。



5 災害廃棄物処理の体制

災害廃棄物の処理に関する業務は、主に市民生活部（生活環境課）が担当します。災害対策本部や庁内関係部署、上田地域広域連合、川西保健衛生施設組合等と情報共有や相談・調整を行い、連携して対応します。



6 発災後の業務の流れ

災害廃棄物の処理は、大規模災害においても発生から概ね3年以内の処理完了を目指します。

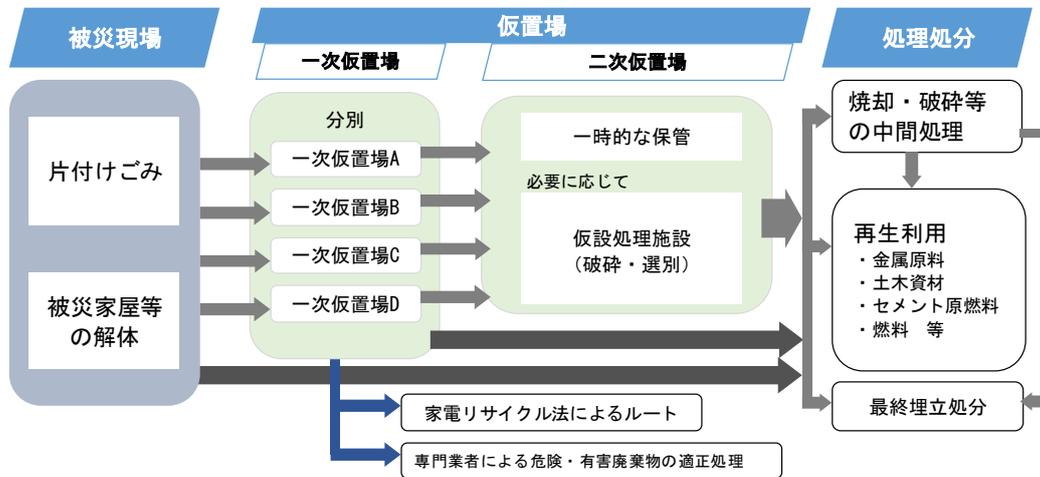
発災後は初動期、応急対応前半の対応が特に重要であり、職員の安否確認、人命救助を優先して対応すると同時に、災害廃棄物に関する施設の被害状況の把握、災害廃棄物処理に必要な体制を構築します。

業務		初動期	応急対応前半	応急対応後半	復旧・復興
		(発災～数日間)	(～数週間)	(～3か月)	(～3年程度)
総務担当	組織体制	体制の整備	体制の見直し		
	情報収集・連絡	被害状況の把握			
	協力・支援体制	支援要請	支援の受入・調整		
	啓発・広報	市民への広報			
ごみ処理担当	生活ごみ・避難所ごみ	収集運搬の検討・確保	避難所ごみ・生活ごみの処理		
し尿処理担当	仮設トイレ	仮設トイレの設置 収集運搬の検討・確保	仮設トイレから発生するし尿の処理	仮設トイレ撤去	
災害廃棄物担当	仮置場	確保・設置	設置・受入・管理		現状回復・返還
	収集・運搬	収集運搬方法の決定、収集運搬車両の確保、ルート確保			
	処理・処分		処理・再生利用・最終処分先の検討	災害廃棄物処理・再生利用	
	処理困難な廃棄物等への対応		腐敗性廃棄物の優先処理	危険物・有害廃棄物等の処理先の確保	
	環境保全対策		環境モニタリングの実施（解体現場・収集運搬・仮置場）		
	進捗管理		進捗状況（収集運搬・処理処分状況等）の記録作成		
	実行計画の策定				

7 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、分別して集積・保管します。

これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕、選別、焼却等の中間処理をおこない、再生利用、最終処分を行います。



仮置場での分別の徹底

災害廃棄物の分別は、極めて重要であり、処理期間の短縮、最終処分量の削減、処理費用の削減につながります。以下の取組みを行い、仮置場での分別の徹底に努めます。

◇仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とし、仮置場内の配置が分かりやすいよう分別配置図の配布・掲示及び分別品目ごとの看板を設置します。

◇仮置場では、分別品目ごとに数名の作業員を配置し、車両からの荷下ろし補助、分別配置の指導等を行います。

◇火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないよう確認します。搬入されてしまった場合は、ほかの災害廃棄物と分けて保管します。

